

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、平成二十七年六月三十日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（次条から附則第七条第一項まで（次条第二項及び附則第五条第二項を除く。）の規定において「新銀行法施行規則」という。）第十九条の二第一項の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第三条 海外営業拠点（新銀行法施行規則第十九条の二第一項ただし書に規定する海外営業拠点をいう。以下この条、附則第五条及び第七条において同じ。）が中間事業年度の中途又は事業年度の中途において銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下この条、附則第五条及び第七条において同じ。）を開始した銀行の当該中間事業年度又は当該事業年度に対する新銀行法施行規則第十九条の二第一項第

五号（同号亦に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該海外営業拠点が銀行業を開始した日から当該日を含む中間事業年度の末日まで又は事業年度の末日までの期間を同号の中間事業年度又は事業年度とみなす。

2 前項の規定により中間事業年度又は事業年度とみなされた期間については、同項の規定により海外営業拠点が銀行業を開始した日を施行日とみなして、前条の規定を適用する。

第四条 新銀行法施行規則第十九条の三の規定は、施行日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類及び連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類及び連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第五条 海外営業拠点が中間連結会計年度の中途又は連結会計年度の中途において銀行業を開始した銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、同法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の当該中間連結会計年度又は当該連結会計年度に対する新銀行法施行規則第十九条の三第三号（同号ニに係る部分に限る。以下この項において

同じ。）の規定の適用については、当該海外営業拠点が銀行業を開始した日から当該日を含む中間連結会計年度の末日まで又は連結会計年度の末日までの期間を同号の中間連結会計年度又は連結会計年度とみなす。

2 前項の規定により中間連結会計年度又は連結会計年度とみなされた期間については、同項の規定により海外営業拠点が銀行業を開始した日を施行日とみなして、前条の規定を適用する。

第六条 新銀行法施行規則第三十四条の二十六第一項の規定は、施行日以後に終了する中間連結会計年度に係る説明書類及び連結会計年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類及び連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第七条 海外営業拠点が中間事業年度の中途又は事業年度の中途において銀行業を開始した銀行を子会社とする銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（新銀行法施行規則第三十四条の二十六第一項第一号イに規定する銀行持株会社等をいう。）の当該海外営業拠点が銀行業を開始した日を含む中間連結会計年度又は連結会計年度に対する同項第四号（同号ニに係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該海外営業拠点が銀行業を開始した日から当

該日を含む中間連結会計年度の末日まで又は連結会計年度の末日までの期間を同号の中間連結会計年度又は連結会計年度とみなす。

2 前項の規定により中間連結会計年度又は連結会計年度とみなされた期間については、同項の規定により海外営業拠点が銀行業を開始した日を施行日とみなして、前条の規定を適用する。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（次条第一項、附則第十条及び第十二条第一項において「新信用金庫法施行規則」という。）第百三十二条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第九条 海外拠点（新信用金庫法施行規則第百三十二条第一項ただし書に規定する海外拠点をいう。以下同じ。）が事業年度の中途において信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条第一項各号に掲げる業務又は同法第五十三条第三項第七号に規定する銀行業（以下「事業等」という。）を開始した

信用金庫連合会の当該事業年度に対する新信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号（同号亦に係る

部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該海外拠点が事業等を開始した日から当該日を含む事業年度の末日までの期間を同号の事業年度とみなす。

2 前項の規定により事業年度とみなされた期間については、同項の規定により海外拠点が事業等を開始した日を施行日とみなして、前条の規定を適用する。

第十条 新信用金庫法施行規則第百三十三条の規定は、施行日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第十一条 海外拠点が連結会計年度の中途において事業等を開始した信用金庫連合会及びその子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の当該連結会計年度に対する新信用金庫法施行規則第百三十三条第三号（同号ニに係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該海外拠点が事業等を開始した日から当該日を含む連結会計年度の末日までの期間を同号の連結会計年度とみなす。

2 前項の規定により連結会計年度とみなされた期間については、同項の規定により海外拠点が事業等を開

始した日を施行日とみなして、前条の規定を適用する。